

懲戒処分の公表について

宮古地区広域行政組合職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、職員の懲戒処分について、次のとおり公表します。

令和5年7月8日公表

1. 処分年月日

令和5年7月8日

2. 処分内容

懲戒処分 免職

3. 被処分職員

宮古消防署 消防士級 20歳代 男性

4. 事案の概要

公金横領・事務処理不適切

被処分職員は、令和5年6月8日（木）午後2時59分、宮古市消防団共済通帳から個人名義の口座に公金999,820円を振り込み、令和5年6月9日（金）午後2時30分、金融機関への確認により当該職員の公金横領が発覚し、同日午後3時40分、当該職員への聞き取り調査により、その事実を認めたもの。

5. 管理監督者の処分

被処分職員が所属する部署の係長職及び署長職の職員それぞれ1名を戒告と、消防長を厳重注意とした。

宮古地区広域行政組合消防本部 総務課